

甲府市、甲府商工会議所、甲府商店街連盟及びイオン株式会社との地域貢献協定書

甲府市（以下「甲」という。）、甲府商工会議所（以下「乙」という。）、甲府商店街連盟（以下「丙」という。）及びイオン株式会社（以下「丁」という。）は、地域の一層の活性化を図るため、地域貢献に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙及び丁が相互に連携しながら協働による活動を推進することにより、地域活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、次に掲げる連携事項に取り組むものとする。

- (1) 甲府市中心市街地の活性化に関すること。
- (2) イベントや観光情報等の発信・PRに関すること。
- (3) ICカード等を活用した地域活性化への協力に関すること。
- (4) その他、地域の産業振興に関し甲、乙、丙及び丁が必要と認めること。

2 甲、乙、丙及び丁は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙丙丁合意の上、決定する。

3 丁は、本条に定める事項の一部を、甲、乙及び丙との協議により丁の関連会社を実施させることができる。その場合、各当事者の責任範囲その他必要な事項については、別途書面により定めるものとする。

（機密の保持）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、本協定に関して知り得た情報は漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。ただし、事前に甲乙丙丁で承諾を得た場合は、この限りでない。

（協定内容の変更）

第4条 甲、乙、丙又は丁のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙、丙又は丁が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間、本協定は更新され、その後も同様とする。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙、丙及び丁が協議の上、これを定めるものとする。

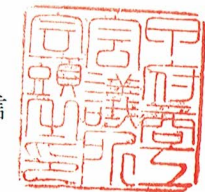
本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年1月31日

甲 甲府市丸の内一丁目18番1号  
甲府市  
甲府市長 樋口 雄一



乙 甲府市相生二丁目2番17号  
甲府商工会議所  
会頭 金丸 康信



丙 甲府市相生二丁目2番17号  
甲府商店街連盟  
会長 長坂 善雄



丁 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1  
イオン株式会社  
代表執行役 岡田 元也

